

初任給の決定に関する要綱

決 裁 平19. 3.30

最近改正 令6. 3.29

(趣旨)

第1条 大阪市水道局企業職員の職務の級及び号給を決定する基準等に関する規程（令和6年大阪市水道事業管理規程第9号。以下「職務の級基準等規程」という。）に基づく職員の初任給の基準については、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(初任給)

第2条 職務の級基準等規程第5条第1項第2号の規定に基づき初任給を決定する場合においては、別に定めるもののほか、別表第1に掲げる職務の級及び号給を基準として決定することができる。

2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項第1号、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号若しくは第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第3条若しくは第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）が、その任期が満了する日の翌日に引き続き任用される場合（当該任期の満了前と異なる法令の規定により任用される場合及び当該任期の満了前と異なる別表第2の職種欄に掲げる職種に任用される場合を除く。以下同じ。）の初任給は、その者の任期が満了する日に受けている号給と職務の級基準等規程第5条から第7条までの規定により算出された号給のうちいずれか上位の号給に決定するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、任期付職員がその任期を当該年度の3月31日に満了し、翌日の4月1日に引き続き任用される場合の初任給は、その者の任期が満了しないものとした場合に職員の職務の級基準等規程の規定により当該4月1日に受けることとなる号給と職務の級基準等規程第5条から第7条までの規定により算出された号給のうちいずれか上位の号給に決定するものとする。

4 任期付職員に対する職務の級基準等規程別表第2の適用に当たっては、別表第3の職種欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める学歴を有する者と同程度の者を対象とする試験区分の採用試験を経て採用されたものとみなして職務の級基準等規程別表第2を適用する。

第2条の2 職務の級基準等規程第12条第2項又は第13条の規定により給料の月額が調整されている場合において、給料の月額の減額改定（給与に関する条例、規則又は規程の制定又は改廃により給料の月額に改定がなされた場合において、当該改定により当該改定前に受けている給料の月額が減額されることをいう。以下同じ。）がある場合にあっては、当該調整後の給料の月額を、その者が適用を受ける号給の給料の月額の改定を考慮した額に調整するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、減額改定がある日に新たに給料の月額の調整が適用される

場合にあっては、人事交流等による異動がなかったとした場合に同日に受けることとなる給料の月額を、前日に受けている給料の月額とみなして、職務の級基準等規程第12条第2項又は第13条の規定を適用する。

第2条の3 職務の級基準等規程第2条第5号から第7号までに規定する者は、別表第4右欄に掲げる学歴等を有する者を含むこととし、職務の級基準等規程の規定の適用にあっては、別表第4左欄に掲げる学歴として取り扱うことができる。

(外部経歴加算)

第3条 職務の級基準等規程第7条第2項の局長が定める者とは、事務職員で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学の卒業又は別表第4大学卒の項に掲げる学歴等を有する者をいい、同項の局長が定める日とは、新たに職員となった者が当該学歴等を取得した日をいう。

(下位の区分の方が有利な場合の初任給)

第4条 職務の級基準等規程第9条の規定に基づき、別表第5の（あ）欄に掲げる職種であって、同表の（い）欄に掲げる学歴、経歴を有する者として採用された者であり、かつ、同表の（う）欄に掲げる学歴若しくは資格の取得以後の外部経歴期間を有する者については、同表（あ）欄の区分に応じて同表の（い）欄に掲げる学歴、経歴を有する者として採用された場合の初任給基準及び外部経歴加算等よりも同表の（あ）欄及び（い）欄の区分に応じて同表の（え）欄に掲げる学歴を有する者として採用されたものとした場合の初任給基準及び外部経歴加算等が有利となる場合にあっては、有利となる初任給基準及び外部経歴加算等をもって、その者の初任給基準等とすることができます。この場合における大阪市水道局企業職員給与規程別表第1備考(2)の職員を定める規程（平成21年大阪市水道事業管理規程第9号）第3号の適用については、この条の規定の適用がないものとみなして、同号の規定を適用する。

(学校に準ずる教育機関)

第5条 職務の級基準等規程別表第3に規定する学校に準ずるものとして局長が定める教育機関とは、別表第4に掲げる教育機関のうち学校教育法に規定する学校以外のものをいう。

(局長が定める割合)

第6条 職務の級基準等規程別表第3に規定する局長が定める割合とは、次の各号に掲げる期間に応じて、当該各号に定める割合とする。

(1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の定時制の課程又は大学に置かれる夜間の学部に修学した期間 通常の高等学校、中等教育学校又は大学における正規の修学年数を定時制の課程又は夜間の学部の正規の修学年数で除して得た数に2分の1を乗じて得た割合

(2) 前号に掲げる期間以外の期間 2分の1

(この規定により難い場合の措置)

第7条 管理職として採用される場合又は著しく他の職員との均衡を失すると認められる場合など、特に必要と認められる場合については、別途決定することができる。

附 則

- 1 この規定は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、給料の月額の増額改定（給与に関する条例、規則又は規程の制定又は改廃により給料の月額に改定がなされた場合において、当該改定により当該改定前に受けた給料の月額が増額されることをいう。以下同じ。）がある場合にあっては、第2条の2各項の規定の例に準じ給料の月額の調整等を行うものとする。ただし、増額改定が遡って適用された場合にあっては、同条第1項の規定の例に準じ給料の月額の調整を行うものとする。

附 則

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成23年4月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規定は、平成25年4月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成27年3月13日から施行し、この規定による改正後の初任給の決定に関する規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規定は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規定は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 この規定の施行の日（以下「施行日」という。）前に新たに職員となった者について、この項の規定を適用しないとしたならばその者が施行日において受けこととなる号給がその者が新たに職員となった日（以下「基準日」という。）において初任給昇給規程第3条から第5条までの規定、この規定による改正後の初任給の決定に関する規定第4条の規定を受けたとしたならばこれらの規定により基準日に受けこととなる号給をその者が基準日に受けている号給とみなして、その者の従前の勤務成績等を考慮し昇格、降格及び昇給等の規定を適用して再計算した場合に、施行日に受けこととなる号給（以下「特定号給」という。）より下位の号給となる場合における当該職員の施行日における号給は、特定号給とする。

附 則

この改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1

適用される 給料表	職種	学歴	初任給	
			級	号給
給料表(1)	事務職員（局長が定める ものに限る。）	大学卒	1	23
		短大卒	1	15
		高校卒	1	7
	技術職員（局長が定める ものに限る。）	大学卒	1	23
		短大卒	1	15
		高校卒	1	7

別表第2

職種	年齢
事務職員	18歳
技術職員	18歳

別表第3

職種	学歴
事務職員	高校卒
技術職員	高校卒

別表第4

学歴	区分
大学卒	<ul style="list-style-type: none"> (1) 外国において、学校教育における16年の課程を修了 (2) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者 (3) 防衛省設置法による防衛大学校又は防衛医科大学校の卒業 (4) 独立行政法人水産大学校法による独立行政法人水産大学校の卒業 (5) 国土交通省組織令による海上保安大学校の卒業

	<p>(6) 職業能力開発促進法による職業能力開発大学校の長期課程の修了</p> <p>(7) 国土交通省組織令による気象大学校の大学部の卒業</p> <p>(8) 学校教育法による大学に3年以上在学し、大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、これに相当すると局長が認めるもの</p>
短大卒	<p>(1) 外国において、学校教育における14年の課程を修了</p> <p>(2) 短期大学校・教育施設等の卒業（次に掲げる施設等のうち修業年限が2年以上のものに限る。）</p> <p>ア 都道府県が農林水産大臣と協議して昭和56年度以降に設置した平成6年法律第87号による改正前の農業改良助長法第14条第1項第3号に掲げる事業等を行う旧農民研修教育施設</p> <p>イ 農業改良助長法第14条第1項第4号に掲げる事業を行う農業講習施設</p> <p>ウ 森林法施行令に基づき農林水産大臣が指定する教育機関</p> <p>エ 職業能力開発促進法に基づき国が設置した職業能力開発短期大学校</p> <p>(3) 学校教育法による専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上であり、かつ1600時間以上の授業の履修を義務付けている課程であって、当該履修の成果が授業科目の目標に達していることを筆記試験その他の方法により認められることを卒業の要件とするものの卒業</p> <p>(4) 学校教育法による高等専門学校の卒業</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、これに相当すると局長が認めるもの</p>
高校卒	<p>(1) 通常の課程による12年の学校教育を修了</p> <p>(2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了</p> <p>(3) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了</p> <p>(4) 専修学校の高等課程の修業年限3年以上の課程で文部科学大臣が指定したものを修了</p> <p>(5) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験の合格（旧大学入学資格検定規定による大学入学資格検定の合格を含む。）（18歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日より前に合格した場合にあっては、同日を合格日とみなす。）</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、これに相当すると局長が認めるもの</p>

別表第5

(あ)	(い)	(う)	(え)
-----	-----	-----	-----

事務職員	大学卒	学校教育法による短期大学の卒業又は別表第4短大卒の項に掲げる学歴等	短大卒
	大学卒	学校教育法による高等学校の卒業又は別表第4高校卒の項に掲げる学歴等	高校卒
	短大卒	学校教育法による高等学校の卒業又は別表第4高校卒の項に掲げる学歴等	高校卒
	社会人 経験者	学校教育法による短期大学の卒業又は別表第4短大卒の項に掲げる学歴等	短大卒
	社会人 経験者	学校教育法による高等学校の卒業又は別表第4高校卒の項に掲げる学歴等	高校卒
技術職員	大学卒	学校教育法による短期大学の卒業又は別表第4短大卒の項に掲げる学歴等	短大卒
	大学卒	学校教育法による高等学校の卒業又は別表第4高校卒の項に掲げる学歴等	高校卒
	短大卒	学校教育法による高等学校の卒業又は別表第4高校卒の項に掲げる学歴等	高校卒

備考 この表における「大学卒」、「短大卒」、「高校卒」及び「社会人経験者」の意義は、初任給昇給規程別表第1備考に定めるところによる。